

一般社団法人日本膝関節学会

名誉会員等に関する規則

第1条 (目的)

この規則は、一般社団法人日本膝関節学会(以下「この法人」という)定款第5条の規定に基づき、この法人の名誉会員、特別会員(以下併せて「名誉会員等」という)の選出について定めることを目的とする。

第2条 (名誉会員の被推薦資格)

名誉会員の被推薦資格は、64歳以上の正会員で、膝関節に関する学問の進歩、発展、教育、医療の普及に特に功績のあった者の中から、次の条件を満たす者とする。

- ① この法人(法人化前の日本膝関節学会、ならびに前身学会である日本関節鏡・膝・スポーツ整形外科学会を含む)の理事長を務めた者。
- ② この法人の学術集会の会長を務めた者。
- ③ 上記と同等の功績のあった者。

第3条 (特別会員の被推薦資格)

特別会員の被推薦資格は、64歳以上の正会員で、次の条件を満たす者とする。

- ① この法人の理事または監事を務めた者。
- ② この法人の各種委員会委員長を2期以上務めた者。

第4条 (名誉会員等の就任)

名誉会員等の就任は、理事長が候補者を推薦し、理事会における承認を経て、本人がこれを承諾することによって行われる。

第5条 (名誉会員等の恩典等)

1. 名誉会員等は、定款第7条2項によりこの法人の会費を支払うことを要しない。
2. 名誉会員等は、この法人の学術大会・研修会への参加及び刊行物を無料とする。
3. 名誉会員等は、この法人の社員総会に出席して意見を述べるができる。但し、議決権を有しない。
4. 名誉会員等は、この法人の評議員、役員及び委員になることはできない。

(補則)

この規則に定める以外の細則は、理事会が別に定める。

附則

1. この規則に定める以外の細則は、理事会が別に定める。
2. この規則は、2024年6月17日から施行する。